

＜強度行動障がいとは＞

自分の体や他人を叩いたり、食べられないもののものを口に入れたり、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、物を壊す、大泣きが何時間も続くなどの行動が著しく高い頻度で起こります。

【推進施策】

① 福祉・保健・医療関係職種等の養成・確保等

- ・ 障害福祉サービスの利用に関する相談に応じ、サービス等利用計画策定の中心的な役割を担う相談支援従事者や、サービス提供プロセスを管理するサービス管理責任者等の養成に努めます。さらに、相談支援従事者とサービス管理責任者等が連携し、チームで支援する本人中心のケアマネジメントの確立と定着を促進します。
- ・ 社会福祉士や介護福祉士などの福祉関係専門職員の養成・確保を図るため、修学資金の貸付けや福祉人材センター及び福祉人材バンクを通じた人材の確保に努めます。
- ・ 障がいのある人の健康な生活を支援するためには、医師や保健師、看護師などの保健医療関係専門職員が必要となることから、修学資金の貸付けや、潜在している人材の有効活用などに努めます。

② サービス提供の担い手の確保

- ・ サービス提供の担い手となる訪問系サービス従事者（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護）、たん吸引従事者等の地域での養成を促進します。
- ・ 強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がいのある人に対して、障害福祉サービス等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を図ります。

③ 各種研修の充実

- ・ 福祉関係職員の知識・技術の向上を図るため、職種や業務経験に応じた計画的、体系的な研修を行い、障がいのある人を中心としたケアマネジメントや相談支援など、地域で新たに求められている機能の確保に努めます。
- ・ 福祉と連携した質の高い保健・医療を担う人材を養成するため、保健・医療関係職種に対する研修機会の拡大による専門技術の向上や福祉知識の習得などの支援に努めます。
- ・ 市町村における保健活動の充実のため、保健師、栄養士などの研修を行うなど資質の向上に努めます。
- ・ 児童相談所や心身障害者総合相談所、精神保健福祉センター等、道立施設職員の知識・技術の向上を図るため、研修などの実施に努めます。
- ・ サービス等利用計画を作成する相談支援専門員、サービス提供の中核を担うサービス管理責任者や児童発達支援管理責任者、相談支援従事者の養成研修について、北海道自立支援協議会を活用し、研修内容の充実を図ります。
- ・ サービス管理責任者や相談支援従事者等の資質の向上を図るため、地域づくりコーディネーターを活用し、身近な地域でのフォローアップ研修を実施します。
- ・ 市町村における相談支援や地域移行を促進するため、障害福祉サービス事業所において、障がい当事者としての経験を活かし、相談支援を行うピアサポーター養成します。

- ・ 強度行動障がいがある人へ適切な支援を行う必要があるため、障害福祉サービス事業者の従事者の研修を実施します。
- ・ 障害福祉サービス、障害児入所支援及び障害児通所支援等を提供する事業所の職員に対して、人権の擁護や虐待防止のため、研修の機会を通じて指導助言を行っていきます。
- ・ 利用者に適切なサービスが提供されるよう、障害支援区分認定調査員研修を実施します。
- ・ 福祉・介護職員の知識・技術の向上を図るため、職種や業務経験に応じた研修を行うとともに、職員のキャリア形成を支援する研修などを推進し、職場への定着支援に努めます。
- ・ 障がい福祉の職場に対する理解の促進に努め、多様な人材の参入促進を図ります。

④ 就業環境の整備

- ・ 就業環境を改善し、誇りと生きがいをもって業務に従事することができるよう、福利厚生などの改善や育児休業、介護休業などの普及に努めます。

(2) サービスの質の向上

【推進の視点】

- ・ 利用者に適切で良質なサービスが提供されるよう、障害福祉サービスの質の向上を図ることが必要です。

【推進施策】

- ・ 利用者が適切にサービスを選択できるよう、障害福祉サービス事業者等の指定情報の公表を行います。
- ・ サービス利用に関する苦情解決の仕組みや福祉サービスの第三者評価制度の積極的な活用を推進し、利用者に対するサービスの質の向上に努めます。
- ・ 障がいのある人の活動を推進し、利用者の立場に立ったサービスが提供されるよう、利用者によるサービス評価の仕組みなどについて検討します。

Ⅲ. 自立と社会参加の促進

8 障がい児支援の充実

【現状と課題】

子ども・子育て支援法の「全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質な適切なものでなければならない」との基本理念に基づき、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が各々の役割を果たすとともに、相互に協力を図り、障がいのある子とその家族に対し、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制を整備し、障がいのある子ども本人の最善の利益を保障する必要があります。

関係機関との連携により、乳幼児期から学齢期への円滑な移行をより一層促進し、障がいの重度・重複化、多様化や障がい特性に配慮した支援・教育の充実を図るなど、障がいのある子どもの発達支援に努める必要があります。

【考え方】

発達^{はつたつ}の遅れ^{おく}や障^{しょう}がいのある子どもに対する相談支援^こ、通所支援^{たい}、入所支援^{そうだんしえん}等のサービス提供体制^{つうしょしえん}の整備^{にゆうしよしえんとう}や重層的な地域支援体制^{ていきょうたいせい}の構築^{せいび}、地域社会^{じゅうそうてき}への参加・包容^{ちいきしえんたいせい}を推進^{こうちく}し、子どもと家族^{ちいきしゃかい}へより一層^{さんか}の支援体制^{ほうよう}の充実^{すいしん}を図るとともに、障^こがいのある子どもの発達^{かぞく}を支援^{いっそう}するため、早期^{しえんたいせい}発見^{じゅうじつ}から早期^{はか}療育^{しえん}、さらには学齢期^{じゅうじつ}への円滑^{はか}な移行^{しえん}や学校教育^{はつたつ}におけるインクルーシブ教育^{しえん}システムの推進^{そうきはっけん}など

療育^{りょういく}、さらには学齢期^{がくれいき}への円滑^{えんかつ}な移行^{いこう}や学校教育^{がっこうきょういく}におけるインクルーシブ教育^{きょういく}システムの推進^{すいしん}など

に加え^{くわ}、児童^{じどう}が18歳^{さい}以降^{いこう}、環境^{かんきょう}を円滑^{えんかつ}に移行^{いこう}できるための体制^{たいせい}の整備^{せいび}を図ります。

また、医療^{いりようてき}的ケア^{ひつよう}を必要とする子どもや難聴児^こへの支援^{なんちやうじ}の充実^{しえん}など、心身^{しんしん}の発達^{はつたつ}の段階^{だんかい}や年齢^{ねんれい}に応じた支援^{おう}を地域^{ちいき}で一貫^{しえん}して取り組むことができるよう、体制^{たいせい}の充実^{じゅうじつ}を図るとともに、できるだけ身近な地域^{みぢか}において、専門^{せんもん}的な療育^{りょういく}や教育^{きょういく}を受けられる体制^{たいせい}の整備^{せいび}を促進^{そくしん}します。

(1) 障^{しょう}がいのある子どもに対する支援^この充実^{たい}

① 子どもの発達支援^{しえん}の充実^{じゅうじつ}

【推進^{すいしん}の視点^{してん}】

- 障^{しょう}がいのある子どもは、他の子どもと異なる特別な存在^{ほか}ではなく、同じ子どもであるという視点^{こと}に立って、子ども・子育て支援法^{とくべつ}に基づく子育て一般施策^{そんざい}の育ちの支援^{おな}とともに、発達^この段階^{してん}や個々の障^{しょう}がい特性^たに応じて障^こがい児支援^こが連携^たし、障^こがいのあることが大きな不安^{しえん}や負担^{はつたつ}とならないよう、子どもとして健全^{だんかい}に育つ権利^{みぢか}を保障^{ちいき}することが必要^こです。
- 障^{しょう}がいのある子どもの支援^こを行うにあたっては、その気づきの段階^きから、身近な地域^{だんかい}で子ども本人^{みぢか}の最善^{ちいき}の利益^こを考慮^こすることが重要^こです。
- 障^{しょう}がいのある子どものライフステージ^{しえん}に沿って、地域の保健^{ほけん}、医療^{いりよう}、障害福祉^{しょうがいふくし}、保育^{ほいく}、教育^{きょういく}、就労支援^{しゅうらうしえん}等の関係機関^{かんけいきかん}が連携^{れんけい}を図り、切れ目の無い一貫^{きめ}した支援^なを提供^{いっかん}する体制^{しえん}の構築^{ていきょう}を図る必要^{たいせい}があります。
- 障^{しょう}がいのある子どもが、地域の保育^{ちいき}、教育^{ほいく}等の支援^{きょういく}を受けられるようにすることで、障^{しょう}がいの有無^うにかかわらず、すべての児童^{じどう}が共に成長^{とも}できるよう、地域社会^{ちいきしゃかい}への参加^{さんか}やインクルージョン^{せいしん}（包容^{ほうよう}）を推進^{すいしん}する必要があります。
- 障^{しょう}がいのある子どもへの対応^{たいおう}については、可能な限り早期^{かのう}に療育^{かぎ}を開始^{そうき}し、基本的な生活習慣^{りょういく}の習得^{かいし}や運動機能^{きほんてき}の発達^{せいかつしゅうかん}を支えるとともに、社会性^{しゃかいせい}の育成^{いくせい}などに配慮^{はいりよ}が必要です。

【推進^{すいしん}施策^{しきさく}】

- 障^{しょう}がいのある子どもとその家族^{かぞく}への支援^{しえん}が身近な地域^{みぢか}で受けられるよう、乳幼児健康診査^{ちいき}などの母子保健サービス^{にゆうようじけんこうしんさ}や子育て支援^{ぼしほけん}等の中での早期^こ相談^{しえん}、家族^{みぢか}への受容^{ちいき}や気づき^うに配慮^うした申請^うによらないサービスの利用^{りよう}、制度^{せいど}や資源^{しげん}につなげるの支援^{しえん}や、障^{しょう}がいのある子どもの発達支援^{はつたつしえん}に着目^{ちやくもく}した専門^{せんもん}的な支援^{しえん}など、市町村^{しちやうそん}において包括^{じっし}的な子ども発達支援^{せんもんてき}体制^{しえん}の整備^{ほうかつてき}を図られるよう支援^{はつたつしえんたいせい}します。
- 市町村^{しちやうそん}において実施^{じっし}が困難^{せんもんてきしえん}な専門^こ的支援^{そうごうりりよう}については、子ども総合医療^{りょういく}・療育^{あきひかわ}センターや旭川^{しんせい}子ども総合療育センター^{けんいきない}、発達障害者支援^{はつたつしやうがいしえん}（地域）センター^{こういてき}が広域的^{じっし}に実施^しするとともに、圏域^{けんいきない}内の関係機関^{かんけいきかん}等に対する研修^{たい}や情報交換^{けんしゅう}等の機会^{じょうほうこうかんとく}を通して、地域^{きかい}の人材育成^{ちいき}等を推進^{じんざいくせいとう}し、支援体制^{すいしん}の充実^{しえんたいせい}を図ります。
- 障^{しょう}がいのある子どもに対する相談支援^こ、通所支援^{たい}、入所支援^{そうだんしえん}のサービス提供^{つうしょしえん}基盤^{ていきょうきばん}となる施設^{しせつ}や事業所^{じぎょうしやう}等の整備^{せいび}を促進^{そくしん}するとともに、医療^{いりよう}、教育^{きょういく}との連携^{れんけい}はもとより、子育て一般施策^こにおける障^{しょう}がいの整備^{せいび}を促進^{そくしん}するとともに、医療^{いりよう}、教育^{きょういく}との連携^{れんけい}はもとより、子育て一般施策^こにおける障^{しょう}がいの整備^{せいび}を促進^{そくしん}します。

がい児支援との連続・連携した支援や、家庭的な養育環境を提供する里親制度の活用などについて
推進します。

障がいへの気づきの段階から身近な地域で支援できるように、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援の充実を図るとともに、どの地域においても等しく一定の支援が受けられるよう地域支援体制の構築を図ります。

発達障がいのある子どもについては、早期に発達の遅れや偏りに気づき支援につなげるため、発達障がいへの理解を促進する取組を進めるほか、発達障害者支援(地域)センターが、地域で直接支援を行っている保育所、学校、事業所等へ専門的な支援技術への助言を行い、支援の質の向上等を促進します。

市町村で保健・福祉・教育等との連携体制を進めるために、振興局が行う発達支援に関わる関係職員の研修と教育局が行う特別支援教育に関わるセミナーとを合同で開催するなどし、関係機関が情報共有を図るよう努めます。

幼児期から学齢期、就労期へと一貫した支援が行われるよう、乳幼児期からの支援ファイルと学校等で作成される個別の教育支援計画とを一体的に活用し、また、サービス利用の際の障害児相談支援計画等や事業所で作成される個別支援計画等を含めて運動した支援となるよう努めます。

市町村における協議会と市町村特別支援連携協議会、障がい福祉計画等圏域連絡協議会と各教育局に設置している特別支援連携協議会、道本庁に設置する発達支援推進協議会と広域特別支援連携協議会がそれぞれ連携した、福祉と教育及び関係機関による重層的な支援体制を推進します。

障害児入所施設に入所している児童が18歳以降、環境を円滑に移行できるように、移行調整に係る協議の場の設置を進めます。

② 家族への支援 【推進の視点】

障がいのある子どもの家族の子育てで不安を軽減し、子育てに自信が持てるよう、発達の各段階に応じて子どもの発達を支援するとともに、家族を含めたトータルな支援が必要です。

家族への支援に当たっては、子ども・子育て支援法に基づく子育て一般施策との緊密な連携を図る必要があります。

【推進施策】

発達の遅れや障がいを可能な限り早期に発見し、早期支援へつなげるため、子育てをする親の思いに寄り添い、支援する視点から乳幼児健康診査の充実に努めるなど、市町村における母子保健活動を支援します。

障がいの受け止めや将来に対する不安などを抱えている家族に対して、保健センターや保健所、児童相談所、療育機関など関わりを持つ機関の専門家が、心理的なケアやカウンセリング等の支援を行うほか、ペアレントメンターによる相談活動や親の会活動などと有機的な連携を図り、家族への支援の充実や理解促進に努めます。

身近な場所において、子育てに関する相談支援や情報提供等を総合的に行うとともに、地域の

子育て親子の交流などが図られるよう、支援に努めます。

・ 家族の精神的・肉体的負担を軽減するため、身近な地域で短期入所等が利用できる体制整備に努めます。

・ 子どもに障がいがあることによって就労が制限されることのないよう、家族の就労のための支援に努めます。

・ 障がいのある子どもを持つ家族の子育ての不安を軽減するため、同じ障がいを持つ子の保護者が相談対応を行うとともに、日中一時支援や短期入所等の利用を進めます。

・ 障がいのある子どものきょうだいの支援も重要であることから、きょうだい支援の活動をしている団体等と連携した心の支援の取組を進めます。

・ 子どもを育てる保護者が、子どもとのよりよい関わり方を学びながら日常の子育ての困り事を解消し、楽しく子育てが出来るよう、地域での保護者支援の充実を図ります。

③ 福祉、保育、保健、医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

【推進の視点】

・ 障がいのある子どもへの発達支援は、子ども本人が支援の輪の中心となり、様々な関係者や関係機関が関与して行われる必要があり、連携を密にし、情報を共有することにより、障がいのある子どもに対する理解を深めることが必要です。

・ 就学前、学齢期、卒業時などを通じて一貫した指導や支援が行われるよう、教育委員会、学校等と、福祉や就労との連携が必要です。

【推進施策】

・ 発達の遅れや障がいのある子どもの、子どもとしての育ちを保障し、必要な支援や適切な療育を行うため、児童相談所、保健所、市町村、教育委員会、医療機関、児童福祉施設、学校など、地域の関係機関が連携し、乳幼児期から学齢期、学齢期から成人期へ一貫した支援に努めます。

・ 特別支援連携協議会と地域自立支援協議会が、個別の教育支援計画とサービス等利用計画との情報の共有化を図り、連携した支援の促進に努めます。

・ 市町村の障害児支援担当部局、母子保健や子ども・子育て支援、社会的養護等の児童福祉担当部局、保健センター、病院・診療所、訪問看護ステーション、児童相談所、発達障害者支援（地域）センター、障害児相談支援事業所、保育所、認定こども園、幼稚園、学校、特別支援学校、児童委員等の関係機関と連携を図り、支援が必要な子どもと保護者の支援が保育所や学校そして就労等に適切に移行され、適切な支援が引き継がれていく体制を整備します。

・ 子どもの発達の遅れ、偏りについては、乳幼児健康診査、市町村保健センター等の発達相談、保育所、幼稚園、学校等の利用等を通して気づく場合があり、気づきの段階から継続的な支援を行うため、母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を進めます。

・ 障がいの早期の発見及び支援並びに健全な育成を進めるため、乳幼児健康診査等の母子保健施策との緊密な連携を図るとともに、日頃から障がいのある子どもに関わる部局と、子育て支援担当部局、保健医療担当部局や教育委員会との連携を密に図る体制づくりを進めます。

・ 市町村で保健・福祉・教育等との連携を促進するため、振興局が行う発達支援に関わる関係職員

の研修と教育局が行う特別支援教育に関わるセミナーを合同で開催するなどし、関係機関における情報の共有化を図ります。

・ 障がいのある子どもへの支援が適切に行われるために、学校、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害児相談支援事業所、就労移行支援事業所等の障害福祉サービスを提供する事業所等が緊密な連携を図り、就学時及び卒業時において、支援が円滑に引き継がれる体制の整備を進めます。

・ 幼児期から学齢期、就労期へと一貫した支援が行われるよう、乳幼児期からの支援ファイルと学校等で作成される個別の教育支援計画を一体的に活用するとともに、サービス利用の際の障害児支援利用計画等や事業所で作成される個別支援計画等とも連動した支援を進めます。

・ 市町村における自立支援協議会と市町村特別支援連携協議会、障がい福祉計画等圏域連絡協議会と各教育局に設置している特別支援連携協議会、道本庁に設置する発達支援推進協議会と広域特別支援連携協議会がそれぞれ連携した、福祉と教育及び関係機関による重層的な支援体制を推進します。

④ 地域社会への参加・インクルージョン（包容）の推進

【推進の視点】

・ 障がいのある子どもが地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、すべての子どもが共に成長できるよう、地域社会への参加やインクルージョン（包容）を推進する必要があります。

・ 可能な限り、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにしていくとともに、同年代の子どもとの仲間作りを図っていくことが求められます。

【推進施策】

・ 障害児通所支援事業所、児童発達支援センター等が保育所や認定こども園、放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）、幼稚園、小学校及び特別支援学校等の育ちの場での支援に協力できるような体制を構築することにより、障がいのある子どもの地域社会への参加・包容の推進を図るとともに、保育所等訪問支援による、障がいのない子どもとの集団生活への適応、障がいのある子ども本人への支援や訪問先施設等の職員に対する支援方法等の指導等を行います。

・ 昼間、保護者がいない児童に生活と遊びの場を提供する放課後児童クラブでの障がいのある児童の受入れを促進します。

⑤ 障がい児支援体制の基盤整備

【推進の視点】

・ 発達の遅れ、偏りや障がいのある子どもの心身の状況に応じ、自立の支援と日常生活の充実を図ることが重要です。このため、発達の遅れや障がいのある子どもとその家族が、発達の遅れ等に気づいた段階から、身近な地域で利用しやすい支援が受けられるよう、障害児相談支援や、障害児通所支援、障害児入所支援の基盤整備が必要です。

・ 広域分散型の北海道にあって、どこに暮らしていても、より身近な地域で支援が受けられるとともに、どの障がいにも対応できるようにする一方で、障がい特性に応じた専門性の確保が必要です。

・ 障害児通所支援、障害児相談支援における障がい児及びその家族に対する支援について、障がい種別や年齢等別のニーズに応じて、身近な場所で提供できるよう、地域における支援体制の整備が必要です。

・ 障害児入所支援では、小規模なグループによる支援や心理ケアを提供することにより、障がいのある子どもの状況に応じたきめ細やかな支援を行う必要があります。

【推進施策】

・ 市町村が関係機関の連携のもとで、ライフステージに応じた支援体制が確保できるよう、相談支援専門員の育成、資質及び専門性の向上に向け取組を促進します。

・ 家族の子育てに対する不安感に寄り添い、早期発見、早期支援が促進されるよう、ペアレントメンターの養成等、家族に対する支援体制の整備を図るほか、障がいのある子どもが待機することなく適切な診療、療育を受けることができる体制づくりを支援します。

・ 児童発達支援センターの設置を推進するほか、施設基準を満たせずに同センターを設置できない場合には、保育所等訪問支援、障害児相談支援等の指定を受け児童発達支援センターと同等の機能を有する市町村中核子ども発達支援センターの整備を進めます。

その市町村中核子ども発達支援センターの整備に当たっては、地域の障がい児の健全な発達において中核的な役割を果たす機関として認定し、発達の遅れや障がいのある子どもとその家族、その子どもが通う保育所、幼稚園、学校や認定こども園その他集団生活を営む施設からの相談対応や助言その他の必要な援助を行います。

また、障害児通所支援事業所等と緊密な連携を図るとともに子ども総合医療・療育センター、旭川子ども総合療育センター、児童相談所及び発達障害者支援（地域）センター等による後方支援を行うなど重層的に障がいのある子どもへの支援体制の整備を進めます。

・ 障がいの重度・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図ったうえで、地域における中核的な支援施設として、児童発達支援センターや市町村中核子ども発達支援センターを活用し、障がい児通所支援等を実施する事業所と緊密な連携を図り、重層的な障害児通所支援体制を推進します。

・ 障害児通所支援事業の質の向上を図るため、関連施設との連携を促進するとともに、事業所の指定、指導監査、人材育成の研修等のあらゆる機会に「児童発達支援ガイドライン」等を活用し、より一層の支援の充実を図ります。

・ 地域における重層的な支援体制を構築するため、道立施設や発達障害者支援（地域）センターなどからの専門的支援のシステムづくり及び地域支援を進めます。

・ 障害児入所施設を利用する子どもとその家族への支援については、自立支援協議会等の場を活用し、市町村、障害児入所施設、児童相談所、保健センター、医療機関、相談支援事業所、学校及び障害福祉サービス事業所等と連携し、入所施設を利用する前からそれぞれの支援体制を確認し、退所後の支援を見据え、連絡調整を図っていきます。

・ 施設を利用する子どもの中には虐待を受けた子どもが多くいることから、その支援に当たっては、より細やかな対応を行う必要があり、施設の状況に応じて、小規模グループケアの導入を検討するとともに、入所施設の専門的機能の強化を支援します。

- 入所施設は様々なニーズに対応する機関として位置づけられている一方、北海道では、入所施設が設置されていない圏域がある現状から、地域の実情に応じ、身近な地域で家庭的な生活が提供される環境づくりを推進します。
- 18歳を迎える子どもが、退所後も安心して生活できるよう、入所中から、日中活動の体験利用や宿泊体験、自立支援協議会等の場を活用し、市町村、障害児入所施設、児童相談所、保健センター、医療機関、相談支援事業所、学校及び障害福祉サービス事業所等の職員等の連携のもと、その子に適した進路支援を行う体制を整備します。
- 社会的養護の必要な障がいのある子どもへの措置に関しては、障がいの程度や地域特性等により、障がいのない子どもを含めた集団の中での育ちをできるだけ支援することも含めて対応します。

⑥ 特別な支援が必要な子どもへの支援

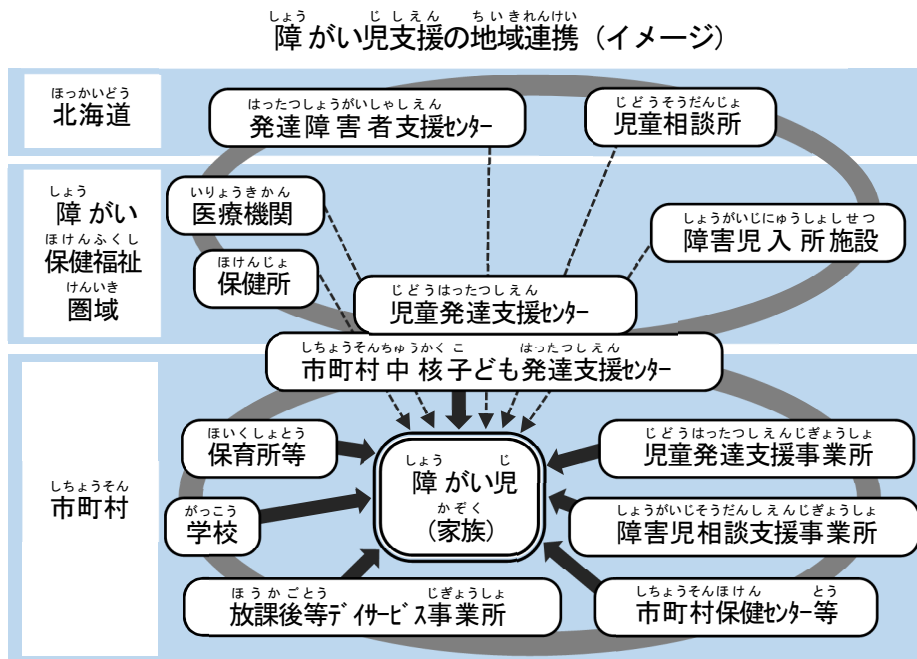
【推進の視点】

- 被虐待や社会的養護等の特別な支援が必要な障がいのある子どもへの支援が必要です。

【推進施策】

- 児童養護施設や里親等を活用している障がいのある子ども、あるいは、家庭で養育されている障がいのある子どもに対し、児童相談所や市町村と連携し、障がい児支援の専門性を活かした支援の提供について検討します。

図18 【障がい児支援の地域連携】



(2) 学校教育の充実

【推進の視点】

- 障がいのある子どもが、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、すべての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進する必要があります。

共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約の理念を踏まえたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育を推進し、障がいのある子どもと障がいのない子どもが可能な限りともに教育を受けられるようにするとともに、障がいのある子どもの自立と社会参加を見据え、子ども一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、連続性のあ

【推進施策】

① 教育相談・支援体制の整備

- 教育委員会や学校などにおいて、保健・医療・福祉等の関係機関や道立特別支援教育センター等と連携を図りながら、保護者に対し適切な情報提供を行い、発達の遅れや障がいのある子どもへの早期からの教育相談・支援の充実に努めます。
- 教育支援計画作成の意義について普及を図るとともに、学校間はもとより、学校と保育所や幼稚園、子ども発達支援センター等の関係機関、卒業後の就労先などとの間で、個別の教育支援計画等の引継ぎが円滑に行われるよう、相互の連携を促進します。
- 就学にあたって、本人・保護者等に対し、十分情報提供をしつつ、その意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成が行われるよう、関係機関と連携の下、早期からの教育相談・支援の充実に努めます。

② 幼児・義務教育の充実

- 発達の遅れや障がいのある幼児に対して、保健・医療・福祉関係機関等が連携して、教育相談を推進するとともに、小・中学校における児童生徒に対する指導や支援の充実のための教育環境の整備、並びに就学動向や障がいの状態に応じた特別支援学校の整備など義務教育の充実に努めます。

③ 後期中等教育の充実

- 障がいのある生徒の後期中等教育の機会を確保するため、職業学科を設置する特別支援学校高等部など、受入体制の整備に努めます。

④ キャリア教育・職業教育の充実

- 将来の自立に向けて、勤労観や職業観の育成を図るキャリア教育を推進するとともに、卒業後の進路を円滑に確保するため、学校、児童相談所、心身障害者総合相談所、公共職業安定所（ハローワーク）、障害者就業・生活支援センター、企業等の連携のもとに、個々の希望や障がい特性等に応じた進路指導や就労支援を計画的、組織的に進めます。

⑤ 交流及び共同学習等の充実

- 障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が体験的な学習を通して互いに理解を深める交流及び共同学習を一層推進するとともに、児童生徒のボランティア活動の取組を推進し、高齢者や障がいのある人とのふれあいや交流など教育活動を充実します。
- 特別支援学校等の教育活動の公開やホームページによる情報発信などを通して、特別支援教育に対する理解・啓発を進めます。

います。

- ・ 広域分散の地域特性を有する本道において、重症心身障がいや医療的ケアの必要な在宅の障がいのある子どもへの支援の推進を図るため、道、圏域、市町村において、関係者の協議の場の設置を進めるほか、関係機関や「特別支援学校における医療的ケア連絡協議会」等との連携促進を図り、その支援が学齢期から成人期に円滑に引き継がれるよう努めます。
- ・ 地域の医療機関、障害福祉サービス事業所等や市町村と連携し、重症心身障がいや医療的ケアの必要な在宅の障がいのある子どもの家族の休息（レスパイト）の確保など、地域生活を支援する体制の充実に努めるとともに、できるだけ身近な地域において必要なサービスが受けられるよう、短期入所等のサービスを行う事業所の増加に向けた取組を進めます。
- ・ 重症心身障がいや医療的ケアの必要な子どもの家庭等を訪問し、必要な支援を行うほか、市町村において実施が困難な専門的支援なども含め、重層的な支援体制の整備を図ります。

② 難聴児への支援の充実

【推進の視点】

- ・ 難聴児については、早期に聞こえにくさに気づき、ことばや知識を学ぶための適切な支援を行うことが重要です。

【推進施策】

- ・ コミュニケーションを築くうえで必要な集団適応を早期に身につけるため、新生児聴覚検査から療育につなげる体制整備のための協議会の設置や新生児聴覚検査から療育までを遅滞なく円滑に実施するための手引書の周知等、新生児聴覚スクリーニングや乳幼児健康診査の際になるべく早く難聴に気づき、療育につなげる取組を進めます。
- ・ 難聴児及びその家族が、身近な地域において適切な相談支援及び療育を受けることができるよう、市町村、医療機関、道立聾学校等が連携し、難聴に起因することばの遅れや、コミュニケーションへの影響、知的、社会的発達の遅れを未然に防ぐ、または最小限にとどめるため、可能な限り早期に療育につなげ、専門的な支援による乳幼児期の発達の促進を図るなど、難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保を進めます。
- ・ 聴覚障がいのある子どもの早期療育体制を図るため、道立聾学校において聴覚障がいのある乳幼児を対象とした相談・支援を行います。

9 発達障がいのある人や在宅の障がいのある人等への支援

【現状と課題】

- ・ 発達障がいのある人やその家族への支援が推進されるよう、関係機関等の連携の下に切れ目のない支援が必要です。
- また、在宅の障がいのある人とその家族が安心して地域で暮らしていくには、在宅で生活するための様々な支援が必要です。

【考え方】

発達障がいのある人やその家族への支援が推進されるよう、医療、保健、福祉、教育、就労等の各分野の関係機関が相互に連携し、可能な限り身近な場所で切れ目のない支援を受けられるよう、施策を推進します。

また、在宅の障がいのある人とその家族が安心して地域で暮らしていくことができるよう、障害福祉サービス等の福祉制度、訪問看護等の医療制度など、在宅で生活するための支援体制の充実に努めます。

(1) 発達障がいのある人への支援の充実

【推進の視点】

発達障がいは、個々によりその特性が異なり、できるだけ早期に適切な支援を行うことが重要であり、障がいの早期発見と、特性に応じた援助並びにその家族に対する支援の充実を進めることが必要です。

身近な地域において、必要な支援が得られるよう取組を推進するとともに、多くの道民が発達障がいを正しく理解のするのための普及啓発を図ることが必要です。

【推進施策】

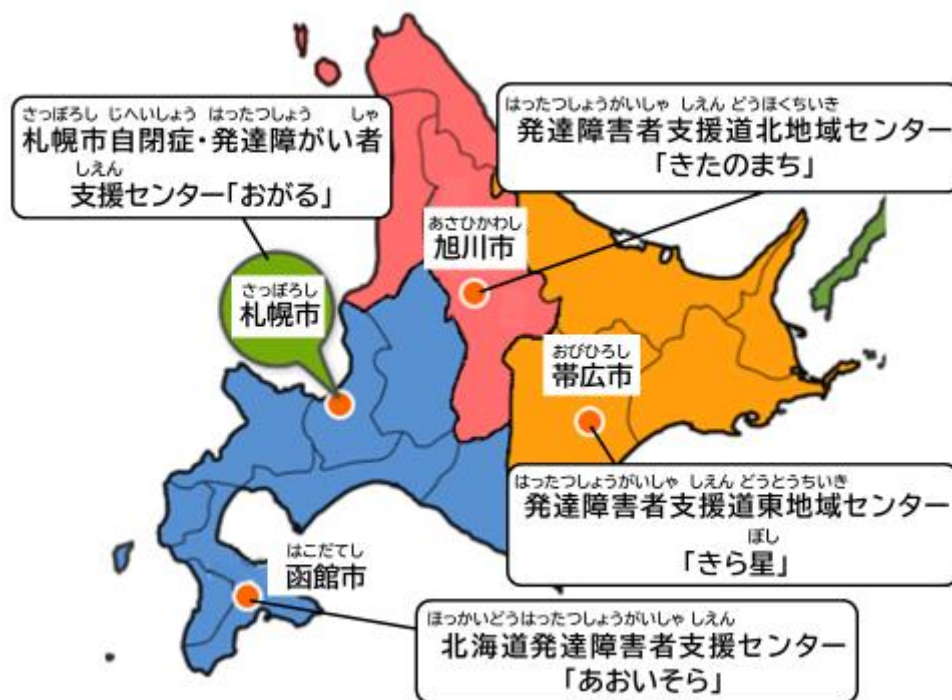
発達障がいに関する課題について、関係機関と情報共有を図り、地域の実情に応じた支援体制等について、発達支援推進協議会において、意見交換を行い充実を図ります。

発達障がいのある人やその家族を取り巻く環境について、乳幼児期、学齢期、就労期等、一貫した切れ目のない支援が行えるよう、適切に引き継ぎを行うなど、関係機関との連携を促進します。

発達障がいのある人やその家族が、可能な限り身近な地域において必要な支援が受けられるよう、発達障害者支援（地域）センターが地域づくりコーディネーターと協働し、地域の医療、保健、福祉、教育等の関係機関や民間団体との連絡調整、情報提供及び研修を実施するとともに、発達障害者支援（地域）センターにおいて、発達障がいのある人やその家族に対し、市町村等では対応が困難な真に必要な相談について、地域の支援者と一緒に個別の相談支援を行い、地域の相談支援体制づくりを推進します。

発達障がいの特性などに対する理解の促進を図るため、フォーラムやパネル展の開催など道民の方々への幅広い啓発活動を推進し、相談支援機関や、発達障がいに関する診療を行っている医療機関等の情報をホームページ等により提供します。

図19 【発達障害者支援（地域）センターの支援対象エリア】



(2) 在宅の障がいのある人等への支援の充実

【推進の視点】

- 重症心身障がいや在宅の障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して生活するためには、身近な地域で心身の状況に応じた支援を受けることが重要であり、支援を行うに当たって、その人数や受けているサービスなどの現状等を把握するとともに関係機関が連携を図り、子どもから大人まで切れ目の無い一貫した支援を提供する地域の支援体制の構築が必要です。
- 障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むためには、育成医療をはじめとする自立支援医療等の適切な提供が必要です。

【推進施策】

① 支援体制の充実

- 地域の医療機関、障害福祉サービス事業所等や市町村と連携し、重症心身障がいや在宅の障がいのある人の日中活動への参加や家族の休息（レスパイト）の確保など、地域生活を支援する体制の充実に努めるとともに、できるだけ身近な地域において必要なサービスが受けられるよう、短期入所等のサービス提供を行う事業所の増加に向けた取組を進めます。
- 直接的なサービス提供の担い手となる看護師等従事者の育成、確保を図るため、地域の医療機関や障害福祉サービス事業所等の職員を対象に、重症心身障がいのある人への支援方法等に関する研修や、適切な医療的ケアを行うために必要な知識、技術などに関する研修を関係団体等と連携し実施します。
- 障害福祉サービス事業所等で喀痰吸引等業務を行う介護職員等の計画的な養成を図ります。

② 自立支援医療等の提供

- ・ 障がいのある人が、その心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療である自立支援医療を適切に受けられるよう、道、市町村及び医療機関が連携し、制度の周知や利用者の支援に努めます。
- ・ 重度心身障がいのある人の健康保持と福祉の増進を図るため、市町村が実施する医療給付事業に対し、北海道医療給付事業による支援を行います。

10 自立と社会参加の促進・取組定着

【現状と課題】

- ・ 障がいのある人が地域社会の一員として、町内会活動や地域づくり活動、文化芸術活動、当事者による自主的活動など、地域の様々な活動へ参加し、生活の質の向上や自己実現を図る機会の充実と参加を促進する環境づくりが求められています。
- さらに、障がいのある人が主体的に地域の活動に参加するための情報提供や、スポーツ・文化芸術活動、生涯学習の拡大とともに、意思疎通手段の確保や移動支援などの充実を図る必要があります。

【考え方】

- ・ 障がいのある人が自らの選択と決定により、参加することができる様々な活動の機会を増やすとともに、障がいのある人が社会参加の主体として活躍できるよう、社会のあらゆる場面でのアクセシビリティの向上をはじめとする環境整備を促進します。
- さらに、障がいのある人と地域住民等が交流する場の整備、意思疎通手段の確保、移動に関する支援の利用促進などに努めます。

(1) 社会参加の促進

【推進の視点】

- ・ 障がいのある人が、自主的に行動し、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加し、生きがいを持って生活できるような地域づくりが必要です。

【推進施策】

① 社会参加促進対策の推進等

- ・ 障がいのある人の社会参加を促進するため、障がい者団体等と協力しながら各種事業を実施するとともに、障がいのある人が地域で様々な活動に参加し、生きがいを持って生活できるよう、市町村が実施する意思疎通支援者の派遣や、移動の支援、生活訓練、スポーツ・文化活動などの市町村地域生活支援事業を推進し、障がいのある人のニーズに応じた社会参加の促進に努めます。
- ・ 障がいのある人自らの社会参加を促進するため、北海道障害者社会参加推進センターが行う、社会参加活動に関する相談や、情報の収集・提供の取組を促進します。
- ・ 選挙において、郵便等による不在者投票制度や点字による投票制度の活用の周知や、投票所においても障がいの特性に配慮した支援が行われるよう、市町村選挙管理委員会に対し働きかけます。

- ・ 地域で行われる様々な行事や住民活動について、地域社会の一員である障がいのある人たちが参加しやすいよう、主催者が企画の段階から障がいのある人の参画や合理的な配慮が促進されるよう、様々な機会をとらえ周知に努めます。
- ・ 障がいのある人と地域住民がともに地域のコミュニティづくりを推進する観点から、共生型事業を活用し、障がいのある人と地域住民等が交流する場の整備を促進します。
- ・ 地域活動を行おうとする障がいのある人たちを支援するため、NPO法人の設立等に関する相談や助言に努めます。

② 移動支援の確保

- ・ 障がいのある人の社会参加を促進する観点から、移動に関する支援(行動援護・同行援護、移動支援等)の利用を促進するとともに、障がいのある人の移動手段の必要性や合理的な配慮について、市町村、イベントや住民活動の主催者、交通事業者など広く周知し、移動支援等の確保を促進します。

③ ボランティアとの連携

- ・ ボランティアの養成・派遣を通じて障がいのある人の社会参加を推進する市町村の取組の支援に努めます。
- ・ 市町村がボランティアセンターへの支援やボランティア活動に参加しやすい体制の整備を行う取組を支援します。

④ 社会参加のための生活訓練の実施

- ・ 入所、通所又は訪問による各種訓練(日常生活動作訓練、歩行訓練、点字訓練、福祉用具の使用訓練等)を実施し、中途視覚障がい者への支援に努めます。
- ・ 食道発音訓練、人工咽頭による発音訓練等を行い、疾病等により喉頭を摘出した人への支援に努めます。
- ・ 健康、文化、防災など社会生活に必要な知識習得のための講座を開催し、視覚や聴覚に障がいのある人などへの支援に努めます。

(2) スポーツ・文化芸術活動の振興

【推進の視点】

障がいのある人が、円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるよう、環境の整備等を推進することが必要です。

【推進施策】

① スポーツ・レクリエーションの振興

- ・ 関係団体と連携し、障がい者スポーツの体験等により、社会に対する障がい者スポーツの理解促進と多様な主体による支援の拡大を図ります。
- ・ 障がい者スポーツに関する指導者やボランティア等の人材拡大を図ります。
- ・ 障がい者スポーツを行うことができる施設や場の拡大を図ります。
- ・ スポーツ施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインの導入等を含め、障がい者を含め誰

もが利用しやすい施設の充実を図ります。

- ・ 障がい者スポーツ関係団体の活性化及び相互連携を促進します。
- ・ 障がい者スポーツの競技力向上のための環境改善・支援方を検討します。
- ・ 「I'm POSSIBLE」の活用等によるパラリンピック教育の充実を図ります。

② 文化芸術活動の振興

- ・ 障がいのある人の美術、演劇、音楽等をはじめとする多様な文化芸術活動を支援する拠点として位置づけられている「障がい者芸術文化活動支援センター」の設置について検討します。
- ・ 市町村や関係機関及び関係団体との連携により、障がいのある人が障がいのない人と同様に、芸術作品や演劇等を鑑賞し、また、障がいのある人自らの創造や活動の成果等を発表する機会の確保を図り、生きがいを持って日常生活を送ることができるよう支援に努めます。
- ・ 障がいのある人の文化芸術活動を通じて、多様な人々との交流が促進され、障がいのある人に対する理解の促進に努めます。
- ・ 障がいのある人の文化芸術活動の実態把握や情報収集を行うとともに広く発信することと努めます。
- ・ 関係団体等との連携により、意見交換や情報共有に努めながら、障がいのある人の文化芸術活動を支援します。

(3) 読書バリアフリーの推進

【推進の視点】

- ・ 障がいの有無にかかわらず、等しく読書を通じて文字・活字文化の恩恵を享受することができる社会の実現に向けた取組を進めていくことが必要です。

【推進の施策】

① 読書バリアフリーに関する各種取組の推進

- ・ 点字図書館や地域の公共図書館など関係機関との連携を図るとともに、点字や音声で書籍等の情報を提供する視覚障害者情報総合ネットワーク（サピエ）について、その内容や利用方法等を周知することで活用を促進し、視覚障がいのある人等が身近な地域において情報提供が受けられる体制づくりを進めます。
- ・ 画面読み上げソフトや拡大読書器など、障がいのある人が情報を入力しやすくする用具の普及を促進するとともに、電子書籍等のアクセシブルな資料の充実を図るなど、情報の入手や操作が困難な障がいのある人に対する支援を行います。
- ・ 関係機関が行う点訳図書、DAISY図書作成のためのボランティア育成・確保について、支援します。

(4) 生涯学習機会の充実

【推進の視点】

- ・ 障がいの有無にかかわらず、すべての人が、より良く生きるためにそれぞれが必要とする学習を生涯にわたって継続することのできる社会を形成していくことが必要です。

【推進施策】

① 学習機会の充実

- ・ 学校卒業後の学習活動を推進するため、関係機関との連携により学習機会の充実に努めます。
- ・ インターネットからの配信による学校情報などの活用による学習活動を推進するため、ICT（情報通信技術）の普及・促進に努めます。

② 情報提供・相談体制の充実

- ・ 生涯学習への積極的な参加を促進するため、道・市町村はもとより、生涯学習関連施設や高等教育機関が持つ学習情報のネットワーク化により、学習情報提供と相談体制の整備を促進します。

③ 指導者の養成

- ・ 多様な学習ニーズに対応するため、地域における生涯学習を推進する指導者の養成・確保に努めます。

IV バリアフリー社会の実現

11 北海道意思疎通支援条例・手話言語条例の施策の推進

【現状と課題】

- ・ 北海道意思疎通支援条例・手話言語条例に加えて、令和4年5月に「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）が施行され、障がいのある人による情報の取得・利用、障がいの特性に配慮した意思疎通支援などに関する施策を総合的に推進することが求められています。

そのため、障がいの特性に対応したICT（情報通信技術）の利用の促進や情報提供の充実のほか、障がいの特性に配慮した意思疎通手段の確保や意思疎通支援者の養成・派遣等を行い、障がいのある人が障がいのない人と実質的に同等の情報を得られるように情報保障の確保を図ることが必要です。

また、手話が独自の体系を持つ言語であることについて、広く道民への普及啓発を進めるほか、手話を習得するために必要な支援を行う必要があります。

【考え方】

- ・ ICT（情報通信技術）の活用により、情報アクセシビリティの向上に取り組むとともに、情報提供や意思疎通支援の充実等、意思疎通支援条例に基づく各種施策等を推進することで、障がいのある人の意思疎通手段を拡充し自立と社会参加を促進します。

また、手話言語条例に基づき、言語としての手話の認識の普及等に関する施策を推進し、聴覚に障がいのある人等があらゆる場面で手話を使用できる社会の実現を目指します。

(1) 情報通信における情報アクセシビリティの向上

【推進の視点】

- ICT（情報通信技術）の活用により、障がいのある人が円滑に情報を取得・利用できるよう、情報アクセシビリティの向上に取り組むことが必要です。

【推進施策】

① 情報バリアフリー化の促進

- ICT（情報通信技術）の発展による誰もが使いやすい技術を活用した情報バリアフリー化を促進します。
- 障がいのある人の情報の利用におけるバリアフリー化を推進するため、情報通信機器等に関する情報提供や好事例の周知などに努め、普及や利用の促進を図ります。
- 障がいのある人やその家族からの情報通信機器の利用に関する相談等を実施する障がい者ITサポートセンターの設置により、情報通信技術の利用及び活用の機会の拡大を図ります。

(2) 意思疎通支援の充実

【推進の視点】

- 障がいのある人の意思疎通の妨げとなる社会的障壁を解消して、障がいの有無に関わらず、全ての道民がみんなで共生する暮らしやすい社会の実現を目的に意思疎通の支援に関する各種施策等の取組を進めることが必要です。

【推進施策】

① 理解の促進

- 障がいや障がいのある人への理解が深まるよう、広報誌やDVD（映像）、インターネット（動画配信）などの様々な情報媒体を活用し、ノーマライゼーションの理念の普及を図ります。
- 障がいのある人や家族、地域の支援者、就職先となる企業等へ正しい情報をわかりやすく伝えるため、映像資料等を活用し、当事者、支援者団体等と連携した情報提供の仕組みづくりを進めます。

② 意思疎通手段の確保等

- 障がいのある人に対する意思疎通支援など、コミュニケーションが図りやすい環境の整備を進めます。
- 点字、手話、要約筆記、触手話、代筆・代読、コミュニケーションボード等、障がいの特性に応じた意思疎通支援ツールの確保のため、意思疎通手段の習得の取組を支援するほか、意思疎通手段が使いやすい環境の整備に努めます。
- 手話通訳者の不在地域や、災害や緊急事態等で手話通訳者の派遣が困難な場合でも、円滑な支援を提供できる環境を整備するため、遠隔手話通訳の実施を推進します。

③ 情報保障の推進

- 点訳奉仕員や手話奉仕員等の意思疎通支援人材の育成・派遣、災害発生時の情報発信拠点等のため、道内の視覚障がい者及び聴覚障がい者に係る情報提供施設を支援します。
- 点字やインターネットによる新聞情報の提供や、広報紙「ほっかいどう」の点字版・CD版の作成や道政広報番組へのテロップ（字幕）・手話通訳の利用、道公式ホームページへの自動

読み上げ機能の搭載などにより、道政の話題や生活に必要な情報を提供します。

- 選挙管理委員会が発行する選挙公報について、市町村選挙管理委員会に対し、点字版や音声版等の発行、手話通訳等、障がいの特性に配慮した情報保障に努めるよう働きかけます。
- 障がいの特性に応じた多様な意思疎通手段があることについて、道民の理解促進や普及啓発を図ります。

④ 意思疎通支援者の養成及び派遣の推進

- 点訳奉仕員、朗読奉仕員、手話通訳者（手話奉仕員）、要約筆記者（要約筆記奉仕員）、盲ろう者通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者等、意思疎通支援者の養成・派遣については、道、市町村がそれぞれの役割を担った上で関係機関と連携し、道内の意思疎通支援の向上を図ります。
- 市町村に対し、障がいの特性に応じた意思疎通支援者の養成及び派遣体制の充実を促すとともに、体制が整備されていない市町村について、課題の把握に努め、体制の整備に向けた働きかけに努めます。
- 障がいのある人のコミュニケーションを確保するため、市町村や関係団体等と連携し、手話通訳者、要約筆記者等の養成や資質の向上などを図り、その基盤となる人材の育成に努めます。

(3) 言語としての手話の理解促進等

【推進の視点】

- 道民に手話が言語であることを広く認識していただくことや手話を習得する機会の確保に取り組むことにより、これらを広め、手話を使いやすい社会の実現を目的に北海道手話言語条例に基づく各種施策等の取組を進めることが必要です。

【推進施策】

① 道民の理解促進等

- 手話が独自の言語であることを、広報誌やインターネット等の様々な情報媒体を通じて周知し、道民の理解促進や普及啓発を図ります。
- 市町村と連携して、小中学生への手話講座等の実施により、児童・生徒の時期に手話を知る機会の確保に努めます。
- 経済団体、建築団体など道内の関係団体に対して、手話が独自の言語であることについての情報提供などを行います。
- 道民向けにインターネット（動画配信）を活用した手話講座を実施するなど、道民が広く手話を習得する機会を設けます。
- 道職員を対象にした手話講座の実施により、道職員が率先して手話を用いるよう取り組みます。

② 手話を習得する機会の確保

- 道教委と連携して、聴覚に障がいのある人が、乳幼児期からその家族等とともに手話を習得する機会を確保します。

12 安全確保に備えた地域づくりの推進

【現状と課題】

- 北海道福祉のまちづくり条例に加え、国においても「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー新法」という。）などの法整備が進んでいますが、積雪・寒冷といった本道の地域特性などを踏まえ、誰もが安全で快適に生活できる福祉のまちづくりを推進し、住まいや公共的施設、交通機関、歩行空間などのバリアフリー化を図る必要があります。
- また、障がいのある人等が地域社会において、安全・安心して生活することができるよう、防災・防犯対策の推進等を図る必要があります。

【考え方】

- 障がいのある人もない人も、すべての人が地域社会において、安全に生活できるよう、住まいから交通機関、まちなかまで連続し、安全で快適な道路の確保と防災・防犯対策を推進します。

(1) 住まい・まちづくりの推進

【推進の視点】

- 障がいのある人の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するため、障がいのある人が安心して生活できる住まいの確保、建築物等のバリアフリー化を推進するとともに、障がいのある人に配慮した福祉のまちづくりの推進が必要です。

【推進施策】

① 住まいの整備

- 障がいのある人の在宅志向の高まりや高齢化等により、バリアフリー化された住宅への需要が増加していることから、立地上の利便性や地域住民との交流に配慮しながら公営住宅等におけるユニバーサルデザインの普及促進を進めます。
- 障がいのある人が住み慣れた自宅や地域で安心して暮らし続けることができるよう、市町村と関係団体との連携促進により、市町村における住宅改善に関する相談支援体制の整備を図ります。
- 障がいや障がいのある人に対する理解の促進などに努め、障がいのある人が、賃貸住宅等に円滑に入居できるよう支援します。
- 障がいのある人の生活の利便性を高めるため、入浴補助用具や住宅内の手すりなどの日常生活用具の利用を促進します。

② 福祉のまちづくりの推進

- 多くの人が利用する建築物、道路など公共的な施設において北海道福祉のまちづくり条例に基づき、障がいのある人に配慮した福祉環境の整備を促進します。
- 北海道福祉のまちづくり条例などに基づき、障がいのある人をはじめ、誰もが安全で快適に生活できる福祉のまちづくりを総合的に推進するため、公共的施設や公園、道路、住宅などが誰にも利用しやすいものとなるよう、設置者、建築技術者などへの広報活動や普及啓発、研修に努めるとともに、北海道福祉のまちづくり推進連絡協議会において、建築、経済、労働、金融、交通、福祉、医療などの幅広い分野の構成団体と一体となって福祉のまちづくりに取り組みます。

- 北海道福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルの活用促進やまちづくり表彰の実施などにより、積雪寒冷な地域で必要な配慮など、わかりやすい整備内容の普及を図ります。
- 公共的施設や道路、公園等について、障がいの特性に配慮した適切な整備を進めるため、福祉環境アドバイザーの活用を促進し設置者等への技術的な助言等を行います。
- 障がいのある人が、盲導犬や介助犬などの身体障害者補助犬を同伴して、公共施設や商業施設、公共交通機関などを円滑に利用できるよう、理解の促進に努めます。

(2) 移動・交通のバリアフリーの促進

【推進の視点】

公共的施設のバリアフリー化に止まらず、障がいのある人の円滑な移動に資するため、公共交通機関等の整備や歩行空間等のバリアフリー化などを促進することが必要です。

【推進施策】

① 交通機関等の整備促進

- 駅舎等の建築物については、北海道福祉のまちづくり条例に沿った整備が行われるよう設置者に働きかけるとともに、障がいのある人等が公共交通機関を円滑に利用できるよう、低床バスの導入の促進等について働きかけます。
- 公共交通機関を利用する上で制約が多い重度の障がいのある人の移動手段を確保するため、道路運送法に基づく福祉有償運送制度や移動に関する支援（行動援護・同行援護、移動支援等）を促進します。

② 歩行空間等のバリアフリー化の推進

- 視覚に障がいのある人や車いす使用者などの移動の妨げとなる路上放置物の撤去や迷惑駐車等の是正などについて、関係機関等との連携により、啓発・広報に努めます。
- 安全で円滑な移動ができるよう、音響式信号機設置等によるバリアフリー化を推進します。
- 鉄道駅周辺、中心市街地、通学路等を中心とした、日常生活における移動の支援のため歩道除排雪の充実を関係機関等に働きかけます。

③ 観光へのアクセス

- 障がいのある人などが気軽に旅行などを楽しむことができるよう、北海道福祉のまちづくり条例に沿った観光施設等のバリアフリー化の促進や移動支援を充実するとともに、障がいのある人のそれぞれの障がい特性に配慮された観光施設や宿泊施設などの観光情報の提供に努めます。

(3) 防災・防犯対策の推進

【推進の視点】

- 障がいのある人が地域で安心して暮らすためには、平常時から、災害や集団感染の発生時による生活環境の変化などに対応でき、必要なときにその障がいの特性に応じた適切な支援が受けられる地域の体制づくりを進めることが必要です。

すいしんしきく
【推進施策】

① 市町村における災害時要配慮者支援策の充実

- 災害時における障がいのある人等の避難支援の実効性の確保に向け、避難行動要支援者の個別避難計画作成が進むよう、市町村を支援するとともに、道が策定した「災害時における高齢者・障がい者等の支援対策の手引き」などにより、市町村等の関係機関や関係団体の取組を促進します。
- 市町村に対して、災害時における障がいのある人への情報伝達やコミュニケーション方法などを取りまとめた「災害時の障がい者支援対策等の事例集」や「障がいのある方への配慮と情報保障のための指針」の一層の周知を図り、災害や集団感染の発生時における障がいのある人への支援の充実に努めます。
- 障がいのある人等が避難所において、障がい特性に応じた支援を受け安心して生活できるよう、市町村における福祉避難所の確保を促進するとともに、その設置・運営に必要な資器材の確保への支援や道による独自の支援制度である被災者相談や福祉的支援を行うことを目的とした「北海道災害派遣ケアチーム（DCA T）」等による人材の確保を行います。
- 障がいのある人へ必要な情報の収集・提供を迅速かつ的確に行えるよう、日常生活用具等の有効活用を図るため、市町村に対する情報・意思疎通支援機器等の情報提供に努めます。

② 共生による地域の体制づくりの推進

- 障がいのある人、高齢者、地域住民などが共に支え合いながら暮らすことができる共生型の地域づくりを支援するとともに、各種サービスを安心して利用できるよう安全の確保を図りながら、障がいのある人が必要な支援を受けられる地域の体制づくりを推進します。
- 障がいのため判断能力の不十分な人などが、犯罪などに遭わないよう、関係機関等との連携による各種相談支援体制の充実に努めます。
- 被災した障がいのある人の中には、一時的に施設等への避難が必要な場合があることから、市町村と施設等の間における連携を図っていきます。
- 障がいのある人への日常的な情報の提供や意思疎通支援などを充実させながら、災害や集団感染の発生時における支援体制づくりを進めます。
また、感染症に備えた取組については、「北海道感染症予防計画」や「北海道新型インフルエンザ等対策行動計画」等を踏まえ、支援体制づくりを進めます。
- 災害時に、障がいのある人等の災害時要配慮者の福祉ニーズに的確に対応し、避難生活中における生活機能の低下等を防止するため、一般避難所で災害時要配慮者に対する福祉支援を行う「災害派遣福祉チーム（DWA T）」を組成するとともに、必要な支援体制を確保することを目的に、官民協働による「災害福祉支援ネットワーク」を構築します。

③ 施設利用者などに対する災害時等の支援策の推進

- 道が策定した「社会福祉施設等における非常災害対策計画の策定の手引き」を活用し、社会福祉施設等における非常災害対策計画の策定を進めます。
- 道と施設関係団体の間で締結した「災害時における社会福祉施設等の相互支援協定」に基づき、災害時における施設利用者の避難先の確保や、被災施設などへの人的・物的支援を行っていきます。

また、個々の施設に対しても、災害時において、直接避難できる同種・類似の施設を確保できるよう、施設間相互の協定の締結について働きかけます。

- ・ 感染症や災害が発生した場合でも必要なサービスを提供できるよう、障害者支援施設等における業務継続計画（BCP）の策定、研修・訓練の実施などを支援します。
- ・ 障害者支援施設等を利用する障がいのある人が安心して生活できるように、防犯に係る安全確保のための施設整備や防犯に係る職員の対応に関する点検等の取組を促進するとともに、関係機関や地域住民等と連携し安全確保体制の構築に努めます。
- ・ 障害者支援施設等に対する集団指導において、非常災害対策の取組の強化について指導するとともに、実地指導の実施等により、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備の設置状況や、非常災害対策計画及び業務継続計画（BCP）の策定状況、避難訓練の実施状況等について確認し、適切な措置を講じていない施設等に対しては、改善が図られるよう指導します。
- ・ 障害者支援施設等に対する集団指導において、感染症対策に関する国からの関係通知を周知し、感染予防とまん延防止の重要性を説明するとともに、実地指導の実施等により、研修・訓練や業務継続計画の策定等、適切な措置を講じているかを確認し、適切な措置を講じていない施設等に対しては、改善が図られるよう指導します。
- ・ 障害者支援施設等において、感染症の集団感染の発生など、早急に感染拡大防止策を講じる必要がある場合には、医療機関と連携し、基本的な感染対策や、施設の状況に応じたゾーニング等、感染対策に関する助言を行うことができるよう平時から準備を進めます。
- ・ 障害者支援施設等で集団感染が疑われる事例が発生した場合、利用者の健康管理や支援を維持するため、初動対応に係る相談や感染制御に係る助言を行います。
- ・ 近年の災害や感染症の発生状況を踏まえ、障害者支援施設等に対し防災や感染症対策について周知を行います。

第5 計画の推進管理

1 制度の円滑な推進

- 国及び市町村との連携のもとに、この計画の着実な推進により、障害者総合支援法や児童福祉法等に基づく制度の円滑な運営が図られるよう努めるとともに、市町村が作成した障害福祉計画等に基づき各市町村が主体的、計画的にその推進を図ることができるよう障がい福祉計画等圏域連絡協議会を通じた支援に努めます。
- 障がい福祉施策の立案及び推進に当たっては、障がいのある人の意見の反映や、ニーズに配慮するとともに、障がい者団体等との協働に努めます。

また、施策の推進にあたっては、関係する協議会や審議会等との連携を図りながらその展開に努めます。
- 障害者総合支援法や児童福祉法においては、計画に定める事項について定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講じることとされたことから、PDCAサイクルを導入します。

2 計画の推進管理

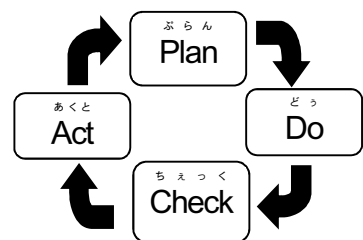
- 圏域ごとに設置している障がい福祉計画等圏域連絡協議会において、各年度のサービス供給量のほか、地域生活への移行や一般就労への移行などの成果目標の達成状況、「第4 計画推進のための具体的な取組」に関する推進上の課題等について、分析、評価し、わかりやすくその情報を地域に提供しながら、意見聴取を行うなどして、「北海道障がい者施策推進審議会」に、進捗状況を報告し、その意見等を踏まえて、計画の効率的な推進に努めます。
- 「地域生活」を始めた障がいのある人の生活実態やサービス利用希望の実態把握に努め、地域における関係機関の連携体制強化や次期計画への反映に努めます。
- 北海道障がい者条例に基づく北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部幹事会の積極的な活用など、雇用、教育、経済、建設など関連する部局による横断的な施策の検討を進めます。
- 計画に定める事項について、定期的にその実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として分析・評価を行い、必要がある場合は、計画の変更などの措置を行うこととします。

また、評価などについては、「北海道障がい者施策推進審議会」などにより行うこととします。

図20 【PDCAサイクル】

計画 (Plan)	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する
実行 (Do)	計画に基づき活動を実行する
評価 (Check)	活動を実施した結果を把握・分析し、考察する(学ぶ)
改善 (Act)	考察に基づき、計画の目標、活動などを見直す

(PDCAサイクルイメージ)



第6 令和8年度（2026年度）・令和11年度（2029年度）の成果目標

障がいのある人の自立を支援する観点から、「地域生活移行」、「地域生活支援拠点等の整備」や「就労支援」及び「障がい児支援」といった課題に対応するために、令和8年度（2026年度）及び令和11年度（2029年度）の成果目標を設定します。

この成果目標の設定については、国の基本指針で示す目標値やこれまでの実績等を踏まえ、設定することとしています。

また、成果目標の設定にあたっての「地域生活」、「地域生活支援拠点等」及び「一般就労」についての考え方は、次のとおりとしています。

《地域生活とは》

障がいのある人が、障がいの程度や種別、年齢などに関わらず、希望する地域の中で自分の意志に基づき、自らの生き方を決めて、地域の方々とともに支え合いながら暮らすことと考えています。

そのため、計画においては、「地域生活への移行」を進めるにあたり地域で必要とするサービス基盤を整備するため、地域生活への移行が見込まれる利用者の数を目標値として整理しています。

《地域生活支援拠点等とは》

障がいのある人が高齢化、重度化した場合や、介護者の急病等の緊急時においても住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、社会全体で支えるシステムが必要であると考えています。

そのため、計画においては、居住支援機能と、相談などの地域支援機能を持ち合わせた「地域生活支援拠点等」の整備数を目標値として整理しています。

《一般就労とは》

障がいのある人の意欲や障がい特性等に応じた、フルタイム、パートタイム、常勤、非常勤、季節労働などの多様な働き方があると考えています。

そのため、計画においては、1年間に在宅就労者を含む雇用契約を結んだ新規就労者（就労継続支援A型事業の利用者を除く。）及び創業した者の数を目標値として整理しています。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行目標

令和8年度（2026年度）の道内の福祉施設からの地域生活移行者数の目標値は令和5年（2023年）3月末の施設入所者数9,354人の約2.5%にあたる235人を目標値として設定しています。また、施設入所者の減少見込数の目標値については、令和5年（2023年）3月末の施設入所者数の約3.7%にあたる350人を目標値として設定しています。

なお、令和9年度（2027年度）から令和11年度（2029年度）にかけての各目標値については、国の基本指針に基づき設定しています。

【福祉施設の入所者の地域生活への移行目標】

項目	R8目標値	R11目標値	備考
地域生活移行者数	235人	796人	国基本指針に基づく目標値6%
施設入所者の減少見込数	350人	817人	国基本指針に基づく目標値5%

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る目標

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指すため、入院後3か月時点、6か月時点と1年時点の退院率及び精神科病床における65歳以上及び65歳未満の長期入院患者数について、国の基本指針に基づき設定しています。

【精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る目標】

項目	R8目標値	備考
入院後3か月時点の退院率	68.9%	令和8年度（2026年度）における入院後3か月時点の退院率（R1の退院率62.2%）
入院後6か月時点の退院率	84.5%	令和8年度（2026年度）における入院後6か月時点の退院率（R1の退院率77.1%）
入院後1年時点の退院率	91.0%	令和8年度（2026年度）における入院後1年時点の退院率（R1の退院率85.2%）
精神病床から退院後の1年以内の地域における平均生活日数（地域平均生活日数）	330.1日以上	令和8年度（2026年度）の退院者における退院後1年時点の地域での平均生活日数（R1の地域平均生活日数330.1日）
精神病床における65歳以上及び65歳未満の入院1年以上の長期入院患者数	65歳以上 5,304人以下 (現状以下) 65歳未満 2,514人以下 (現状以下)	令和8年度（2026年度）末時点における入院後1年以上の65歳以上及び65歳未満の患者数（R4の長期入院患者数） 65歳以上 6,786人 65歳未満 2,848人
保健・医療、福祉関係者による協議の場の設置	圏域 21か所 市町村 179か所	各障がい保健福祉圏域及び各市町村に設置

※R11目標値は、「北海道医療計画」との整合を図り、令和8年度を目標年次とし、令和9年度以降の目標値は達成状況等を考慮し、別途決定。

3 地域生活支援拠点等の整備目標

「地域生活支援拠点等」については、すべての市町村に整備することを目標とします。
また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ、運用状況の検証・検討を行います。

【地域生活支援拠点の整備目標】

項目	R8目標値	R11目標値	備考
地域生活支援拠点の整備	179市町村	179市町村	全市町村

4 就労支援に関する目標

(1) 就労系事業所から一般就労への移行

一般就労への年間移行者数については、国の基本指針に基づき1,335人(令和3年度(2021年度)実績1,043人の1.28倍)を目標値として設定しています。

【就労系事業所から一般就労への移行目標】

項目	目標値	備考
年間一般就労者数	1,335人	令和3年度(2021年度)実績(1,043人)の1.28倍を設定

(2) 各事業の一般就労移行者数

就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業における令和8年度(2026年度)中に一般就労へ移行する者については、国の基本指針に基づき、774人(令和3年度(2021年度)実績(591人)の1.31倍)、238人(令和3年度(2021年度)実績の1.29倍)、341人(令和3年度(2021年度)実績の1.28倍)を目標値として設定しています。

【各事業の一般就労移行者数】

項目	R8目標値	R11目標値	備考
就労移行支援事業	774人	1,014人	令和3年度(2021年度)実績(591人)の1.31倍を設定
就労継続支援A型事業	238人	307人	令和3年度(2021年度)実績(185人)の1.29倍を設定
就労継続支援B型事業	341人	437人	令和3年度(2021年度)実績(267人)の1.28倍を設定

(3) 就労定着支援事業に関する目標

就労支援事業所については、就労支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とします。

就労定着支援事業の利用者数については、国の基本指針に基づき、令和3年度(2021年度)の利用実績788人の1.41倍以上を目標値として設定しています。

また、就労定着率については、国の基本指針に基づき、事業所全体のうち就労定着率が7割以上の事業所が2割5分以上となるよう目標を設定しています。

なお、就労定着率とは、前年度末から過去6年間に就労定着支援の利用を終了した者に占める一般就労への移行先での雇用継続期間が前年度において3年6ヶ月以上6年6ヶ月未満に該当した者の割合をいいます。

【就労定着支援事業に関する目標】

項目	R8目標値	R11目標値	備考
就労定着支援事業の利用者数	1,111人	1,566人	就労定着支援事業の利用者数（令和3年度（2021年度）実績の1.41倍を設定）
就労定着率7割以上の事業所の割合	25%	25%	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所の割合

(4) 障がい者就業・生活支援センターの整備目標

障がい者就業・生活支援センターについては、国の方針に基づき、すべての障がい保健福祉圏域（21か所）に設置することを目標としますが、本道の広域分散型の地域特性やサービス見込み量等を考慮し、第7期計画期間中においては、14か所の整備目標とします。

また、サテライトセンターの設置など未設置圏域をカバーしているセンター等の負担軽減策に取り組んでいきます。

【障がい者就業・生活支援センターの整備目標】

項目	R11目標値	備考
障がい者就業・生活支援センターの整備	14か所	令和11年度末までに整備

(5) 福祉的就労に関する目標

就労継続支援B型事業所における目標工賃（道における平均工賃月額）については、21,209円（令和3年度（2021年度）実績19,523円から8.64%増）を目標値として設定しています。

なお、すべての市町村が優先調達推進法に基づく「調達方針」を策定することを目標とします。

【福祉的就労に関する目標】

項目	R8目標値	R11目標値	備考
平均工賃月額 （対象事業所：就労継続支援B型事業所）	21,209円	23,041円	就労継続支援B型事業所における平均工賃月額。令和3年度（2021年度）実績値19,523円、令和3年度（2021年度）実績値伸び率1.67%（5年で8.64%）から設定
工賃向上計画を策定する対象事業所の割合	100%	100%	令和3年度（2021年度）実績90% すべての就労継続支援B型事業所が「工賃向上計画」を策定することを目標とする
障がい者就業支援企業 認証制度登録企業数	236社	262社	令和4年度（2022年度）実績210社 直近（H30年度～R4年度）の年間登録増加企業数の平均値（6.5社）から設定
優先調達方針を策定する市町村数	179市町村	179市町村	全市町村

(6) その他の就労関連の目標

庁内関係課や労働関係機関等で構成されている北海道障害者雇用支援合同会議でまとめた目標は次のとおりで、これまでの実績などに基づき設定しています。

【その他の就労関連目標】

項目	R8目標値	R11目標値	備考
障がい者に対する職業訓練の受講者数	76人	96人	令和3年度(2021年度)実績(60人)の1.27倍を設定
就労系事業所から公共職業安定所への誘導者数	4,135人	4,135人	第6期北海道障がい福祉計画の目標値より継続して設定
就労系事業所から障害者就業・生活支援センターへの誘導者数	264人	264人	第6期北海道障がい福祉計画の目標値より継続して設定
公共職業安定所における就労系事業所利用者の支援者数	881人	987人	令和3年度(2021年度)実績(787人)の1.12倍を設定

5 障がい児支援の提供体制の整備目標

児童発達支援センターの設置数、保育所等訪問支援事業所数、主に重症心身障がい児を受け入れる児童発達支援事業及び放課後等デイサービスについては、設置する区域を21の障がい保健福祉圏域とし1か所以上設置することを基本とします。

なお、児童発達支援センター及び保育所等訪問支援事業所については、できる限り身近な地域で支援を受けられるよう、利便性に配慮するとともに、職員が訪問支援をするための移動距離等を考慮の上、整備を進めることとします。(例えば、市町村子ども発達支援センターのサービス提供市町村区域を参考とします。)

【障がい児支援の提供体制の整備目標】

項目	R8目標値	R11目標値	備考
児童発達支援センター又は市町村中核子ども発達支援センターの設置数	21か所以上	21か所以上	障がい保健福祉圏域に1か所以上整備
保育所等訪問支援事業所数	21か所以上	21か所以上	障がい保健福祉圏域に1か所以上整備
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数	21か所以上	21か所以上	障がい保健福祉圏域に1か所以上整備
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数	21か所以上	21か所以上	障がい保健福祉圏域に1か所以上整備

6 医療的ケア児等支援に関する目標

医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場については、21の障がい保健福祉圏域及び市町村において設置することを基本とします。

【医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置目標】

項目	R8目標値	R11目標値	備考
道	1か所	1か所	
圏域	21か所	21か所	既存の会議体を活用している場合を含む。
市町村	123か所	179か所	既存の会議体を活用している場合を含む。

また、地域における医療的ケア児等に対する支援の総合調整を行う医療的ケア児等コーディネーターについては、市町村において配置することを基本とします。

【医療的ケア児等コーディネーターの配置目標】

項目	R8目標値	R11目標値	備考
市町村	125か所	179か所	市町村における医療的ケア児等コーディネーターの配置

7 難聴児支援に関する目標

難聴のある乳幼児及びその家族の支援のため、市町村、医療機関、道立聾学校等が連携し、専門的な支援による乳幼児期の発達の促進を図るなど、中核的機能を有する体制を整備します。

【難聴児支援における中核的機能を有する体制整備目標】

項目	R8目標値	R11目標値	備考
中核的機能を有する体制の整備	1か所	1か所	ほっかいどう 北海道

8 相談支援体制の充実・強化等に関する目標

地域における総合相談や専門相談の役割を担う基幹相談支援センターについては、すべての市町村に設置することを目標とします。また、設置・運営等について、市町村へ支援を行うとともに、地域において障がい者相談支援に関する指導的役割を担う主任相談支援専門員を計画的に養成します。

【基幹相談支援センターの設置目標】

項目	R8目標値	R11目標値	備考
基幹相談支援センターの設置	179市町村	179市町村	ぜんしちょうそん 全市町村

9 障害福祉サービス等の質の向上

指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその成果を関係自治体と共有する体制を継続します。